

【一種】【二種】共通科目

第 5 章

取引所定款・諸規則

【法令・諸規則】

■ 出題傾向と学習のポイント ■

出題箇所は取引参加者、株券の上場、債券の上場、売買単位、値幅の制限、売買契約の締結方法が中心となります。

ここでは板寄せ方式（始値等の決定）や株券等の上場廃止基準（監理銘柄と整理銘柄）は五肢選択方式（1問：10点）による出題が予想されます。

1 金融商品取引所

現在、東京証券取引所、名古屋証券取引所、福岡証券取引所、札幌証券取引所の4か所です。

2 取引参加者規程

学習のポイント

- ・ 取引参加者の種類と各取引参加者になれる者の範囲を明確にしてください。

（1）総則

取引参加者は、取引所市場における公正な価格形成と円滑な流通を確保し、もって取引所金融商品市場としての機能の維持及び向上に努めるものとされ、また、取引所市場における有価証券の売買等を重要な業務とする者でなければなりません。

（2）取引参加者

東証の取引参加者は、総合取引参加者の1種類であり、総合取引参加者とは有価証券の売買を行うことができる者をいいます。

大阪取引所（OSE）の取引参加者は、先物取引等取引参加者、国債先物等取引参加者、商品先物等取引参加者及び外国為替証拠金取引参加者の4種類です。このうち先物取引等取引参加者とは、国債証券先物取引、指数先物取引、有価証券オプション取引、国債証券先物オプション取引及び指数オプション取引ができる者をいい、国債先物等取引参加者とは、国債証券先物取引及び国債証券先物オプション取引ができる者をいい、外国為替証拠金取引参加者とは、取引所外国為替証拠金取引を行うことができる者をいいます。

（3）取引資格の取得

総合取引参加者及び先物等取引参加者となることができるのは金融商品取引業者又は取引所取引許可業者であり、国債先物等取引参加者となることができるのは、金融商品取引業者、取引所取引許可業者又は登録金融機関であり、外国為替証拠金取引参加者となることができるのは、金融商品取引業者（第二種金融商品取引業の登録を受けた者に限ります。）又は登録金融機関です。

（４） 取引参加者の義務

取引参加者は、**事故防止等**の観点から、取引所市場における有価証券の売買等の委託を受けるときは、あらかじめ、**顧客の住所、氏名その他の事項**を調査しなければなりません。

（５） 取引参加者の処分及び処置等

取引所が取引参加者を**処分する場合**として、

- ① 取引参加者としての適性を欠いたとき
- ② **支払不能・契約不履行**など財産又は取引上の問題が生じたとき
- ③ 取引参加者の義務に違反したとき

に大別することができます。

取引所は、これらの事項に**該当すること**となった取引参加者に対しては、**審問**のうえ、**過怠金、戒告、有価証券の売買等若しくは清算取次ぎの委託の停止**若しくは**制限又は取引資格の取消し**を行うことができます。

[取引資格]	[取引参加者になれる者]
総合取引参加者（東証のみ） 先物取引参加者（OSE）	金融商品取引業者（証券会社）
国債先物等取引参加者（OSE） 外国為替証拠金取引参加者（OSE）	金融商品取引業者（証券会社） ※外国為替証拠金取引参加者は 第二種金融商品取引業者 に限ります 登録金融機関

3 有価証券上場規程

学習のポイント

- ・ 上場対象となる有価証券の種類、株券の上場（基準）、市場区分の変更、上場廃止基準（監理銘柄と整理銘柄）を明確にしてください。
- ・ 債券の上場基準、転換社債型新株予約権付社債券の上場基準、上場廃止基準を明確にしてください。

（１） 株券等の新規上場手続

A. 上場対象有価証券

上場の対象となる有価証券は、金融商品取引法上の有価証券に限られます。
具体的には、株券、国債証券、地方債証券、社債券及び転換社債型新株予約権付社債券などがあります。

B. 株券等の新規上場手続

取引所は、国債証券の場合を除き、発行者からの申請がない有価証券は上場しません（発行者からの上場申請主義です）。

発行者が有価証券の上場を申請しようとするときは、東証所定の有価証券新規上場申請書と取引所所定の取引所規則の遵守に関する確認書等を提出しなければなりません。

また、株券等の発行者は、複数の取引所に上場申請を行い、複数の取引所に株券等を上場させることができます。

C. 株券等の上場審査基準

株券等の上場審査基準については、以下のような形式基準のすべてに適合するものを対象として行います。

- ・ 流通株式
- ・ 株主数
- ・ 時価総額
- ・ 事業継続年数
- ・ 純資産の額
- ・ 利益の額又は時価総額
- ・ 虚偽記載又は不適正意見等
- ・ 単元株式数
- ・ 株券の種類
- ・ 株式の譲渡制限
- ・ その他

外国株券等の上場審査については、上記の内国株券等の上場審査制度を基準にして、外国株券等に特有の性質を配慮しつつ行います。

なお、取引所に既に上場されている株券等の発行者（上場会社）が、同一種類の株券等を新たに発行する場合は、原則として上場を承認（上場申請は必要です）するものとしています。

D. 東証の市場区分

東証では、従来の 5 つの市場区分（市場第一部・市場第二部・マザーズ・JASDAQ スタンダード・JASDAQ グロース）を明確なコンセプトに基づいて再編しました。2022（令和 4）年 4 月 4 日に、プライム市場・スタンダード市場・グロース市場の 3 つの市場区分に見直しました。

〔各市場のコンセプト〕

プライム市場	多くの機関投資家の投資対象となり得る規模の時価総額（流動性）を持ち、より高いガバナンス水準を備え、投資家との建設的な対話を中心に据えて持続的な成長と中長期的な企業価値の向上にコミットする企業向けの市場
スタンダード市場	公開された市場における投資対象として一定の時価総額（流動性）を持ち、上場企業としての基本的なガバナンス水準を備えつつ、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上にコミットする企業向けの市場
グロース市場	高い成長可能性を実現するための事業計画及びその進捗の適時・適切な開示が行われ一定の市場評価が得られる一方、事業実績の観点から相対的にリスクが高い企業向けの市場

E. 市場区分の変更

東証は、他の市場（プライム市場、スタンダード市場またはグロース市場のうち、上場株券等が上場している市場区分以外の市場）への市場変更申請を受けた場合には、前述の新規上場申請時と同様に審査を行います。

（２）適時開示等上場管理

東証は、審査基準による審査を経て上場された有価証券について、常時、発行者の経営及び財務の状態等を把握し、投資者が安心して投資できるよう、上場有価証券の発行者の経営に重大な影響を与える事実及び上場有価証券に関する権利等に係る重要な決定等の開示を義務付けています。

コーポレート・ガバナンスについては、「コーポレート・ガバナンス・コード」が定められ、その各原則を実施するか、実施しない場合その理由をコーポレート・ガバナンスに関する報告書で説明することが義務付けられています。

（３） 上場廃止基準

取引所は、内国株券等が上場廃止に該当する基準として、以下のような項目を定めています。上場内国株券等がこれらの項目のうち１つでも該当する場合は、その銘柄の上場を廃止します。

- ・ 株主数
- ・ 流通株式
- ・ 売買高
- ・ **債務超過**
- ・ 時価総額
- ・ 銀行取引の停止
- ・ 破産、再生、更生の手続き
- ・ 事業活動の停止
- ・ 不適当な合併等
- ・ 有価証券報告書又は四半期報告書の提出遅延
- ・ **虚偽記載又は不適正意見等**
- ・ 完全子会社化
- ・ その他

監理銘柄・整理銘柄

上場株券等が**上場廃止基準**に該当するおそれがある場合又は上場株券等の発行者から**上場廃止申請**が行われた場合には、その事実を投資者に周知徹底させるため、取引所は、一定期間、当該株券等を**監理銘柄**に指定することができます。

また、上場株券等の**上場廃止が決定**された場合には、その事実を投資者に周知させるため、取引所は、**上場廃止の前日**までの間、当該株券等を**整理銘柄**に指定することができます。

[監理銘柄と整理銘柄]

監理銘柄	上場廃止基準に該当するおそれがある場合や、上場廃止申請の審査期間中の場合
整理銘柄	上場廃止基準に該当した場合や、上場廃止申請により上場廃止が決定した場合

（４） 非参加型優先株及び子会社連動配当株の上場

非参加型優先株及び子会社連動配当株の上場については、その上場申請は、株券等の新規上場手続と同様の手続により行われますが、上場審査及び上場廃止については、優先株等の特異性を考慮し、株券等の場合とは異なった基準を設けています。また、上場廃止基準については、いずれか１項目に該当すると、発行する優先株等全銘柄の上場を廃止します。

【上場審査基準】	【上場廃止基準】
・その発行者が普通株を上場している ・剰余金配当に足る利益計上の見込み ・適正開示を行う状況にあること ・その他	・上場契約違反で契約当事者でなくなる ・普通株式が上場廃止基準に該当する ・流通株式数 ・株主数 ・売買高 ・存続期間満了 ・その他

（５） 債券の上場

債券の上場手続も、基本的には株券等と同様に、発行者からの上場申請主義と内閣総理大臣への届出制をとっています。

ただし、国債証券については発行者からの上場申請がなくても上場できます。

社債券の上場審査基準及び上場廃止基準においては、発行者に対する基準と上場申請債券に対する基準が定められています。

（６） 転換社債型新株予約権付社債券の上場

債券と同様、上場申請のあったものについて、上場審査基準に基づいて審査が行われ、上場を決定しています。

なお、転換社債型新株予約権付社債券の上場審査基準や上場廃止基準についても、発行者に対する基準と上場申請銘柄に対する基準が設けられています。

上場審査基準

〔発行者に対する基準〕

- ・ 発行者が当該取引所の上場会社であること

〔上場申請銘柄に対する基準〕

- ・ 発行額面総額
- ・ 新株予約権の行使条件が適当と認められる
- ・ 上場申請銘柄が国内の他の金融商品取引所に上場されている場合は、上場申請銘柄の発行者の発行する株券が当該銘柄と同時に上場されること
- ・ 残存額面総額
- ・ その他

上場廃止基準

〔発行者に対する基準〕

- ・ 上場契約の重大な契約違反
- ・ 上場契約の当事者でなくなる
- ・ 発行する株券等が上場廃止基準のいずれかに該当する
- ・ 株式交換や株式移転により他の会社の完全子会社となる
- ・ その他

※ いずれか 1 項目に該当すると、その発行者が発行する全銘柄の上場を廃止

〔上場申請銘柄に対する基準〕

- ・ 最終償還期限の 1 か月前までに上場額面総額が 3 億円未満となった場合
- ・ 新株予約権の行使期間満了（償還）
- ・ 期限の利益の喪失

※ いずれか 1 項目に該当すると、当該銘柄の上場を廃止

（７） ETF の上場

ETF とは、特定の指標又は特定の商品の価格に連動する投資成果を目指す受益証券の総称です。（☞第 8 章 第 2 節、第 8 章 第 5 節）

内国 ETF の上場については、投資信託委託会社等及びその受託者である信託会社等からの上場申請があったものについて上場審査基準に基づき審査を行い、上場を決定しています。

4 業務規程

学習のポイント

- ・ 普通取引の定義、配当落ちや権利落ち等の売買、有価証券の売買単位、値幅の制限の内容、価格優先の原則、時間優先の原則、個別競争売買（オークション方式）、板寄せ、ザラ場の意味を明確にしてください。
- ・ 株式業務にも関連する売買立会、立会内売買、立会外売買、始値、終値などの意味を明確にしてください。
- ・ 一種特有の信用取引と発行日取引に十分留意してください。

（１） 有価証券の売買

取引所市場内における有価証券の売買は、立会市場における有価証券の売買（立会内売買）と、立会市場以外の市場（ToSTNeT 市場）における有価証券の売買（立会外売買）に分けられます。

立会市場における有価証券の売買においては、売買立会による売買として当日決済取引、普通取引、発行日決済取引があります。

ToSTNeT 市場における有価証券の売買（ToSTNeT 取引）は、①単一銘柄取引、②バスケット取引、③終値取引及び④自己株式立会外買付取引に区分されます。

[立会市場における有価証券の売買]

売買立会による売買	当日決済取引、普通取引、発行日決済取引
売買立会による売買以外の売買	過誤訂正等のための売買、立会外分売

（２） 立会市場における売買立会による売買

当日決済取引

売買契約締結の当日に決済を行う取引です。

普通取引

売買契約締結の日から起算して 3 日目（休業日を除く（以下同じ））に決済を行う取引です。

発行日決済取引

内国株券の株主有償割当及び優先出資証券の優先出資有償割当を対象取引とした取引です。

（３） 立会市場における売買立会による売買以外の売買

立会外分売に対する買付けの申込みは、買付申込時間終了後、一定の条件に従って売買契約が締結されるが、その**決済**は、売買の成立から起算して**３日目**の日に行います。

（４） 信用取引と貸借取引

信用取引は、金融的操作による一種の繰延取引であり、そこに相当の資金量が必要となるため、その資金を確保するため専門の証券金融機関として**証券金融会社**が設立されています。

このように、金融商品取引業者の行う信用取引の背後には証券金融会社との密接な関係があり、この**証券金融会社**と**金融商品取引業者**との間に行なわれる**資金又は株券の貸借関係**（融資・貸株）を**貸借取引**といいます。

信用取引は、**品貸料、弁済の繰延期限**について、取引所の定めるところに従い、**取引所が定める銘柄**に限り行うことのできる**制度信用取引**と、品貸料及び弁済の繰延期限について顧客との間で合意した内容に従って行う**一般信用取引**に区分されます。また、**新株予約権証券及び上場廃止の基準に該当した銘柄・その他取引所が適当でない**と認めた銘柄については信用取引を行ってはなりません。

（５） 配当落ち、権利落ち等の売買

東証は、株券の**普通取引**は、配当金（中間配当も含みます）交付株主確定期日又は新株予約権その他の**権利確定期日の前日**から**配当落ち又は権利落ち**として売買を開始します。（☞第６章 第１２節）

（６） 売買立会

売買取引の際の**売買単位**については以下のように定められています。

内国株券	１単元の株式の数を定めている会社	１単元の株式数
	１単元の株式の数を定めていない会社	１株
国債証券	（個人向け国債を除きます）	額面５万円単位
転換社債型新株予約権付社債（円建債）	額面５００万円、４００万円、３００万円、２００万円、１００万円、５０万円、１０万円	

■ 留意点 ■

表中の「1単元の株式数」とは、**単元株制度**における**1単元株式数**（1単元が100株の場合100株単位）です。

A. 売買契約の締結

取引所市場における**売買立会**による**売買**は、**売買注文を売り・買い別に市場に集中し、価格優先・時間優先の原則**に従い、**競争売買**（オークション方式）により行われます。

B. 価格優先の原則

売呼値においては、**低い値段の売呼値が高い値段の売呼値に優先し、買呼値においては、高い値段の買呼値が低い値段の買呼値に優先**することです（注文の出し手に不利となるような出し方の注文から優先されます）。

C. 時間優先の原則

同一値段の呼値の間では、呼値が行われた時間によって、**先に行われた呼値が後に行われた呼値に優先**します。

D. 成行呼値

成行呼値は指値による呼値に値段的に優先し、成行呼値が**2個以上**ある場合は、それぞれ同順位として、その全量を同時に執行することとしています。

■ 留意点 ■

個別競争売買における売買を成立させるための**売買注文の優先順位**は、

- ① **成行き呼値**（成行優先）
- ② **価格優先の原則**（価格優先）
- ③ **時間優先の原則**（時間優先）

の順番となります。

E. 個別競争売買

数多くの売呼値のうち**最も低い値段の売呼値と、数多くの買呼値のうち最も高い買呼値が、値段的に合致**するとき、その値段を**約定値段**として、上記の呼値の**優先順位**（成行優先→価格優先→時間優先）従って、**対当する呼値の間に売買を成立**させる方法です。

F. 板寄せの方法

売呼値及び買呼値の**一定数量が一定の値段で合致**するとき、その値段を**約定値段**として、**呼値の優先順位**（成行優先→価格優先→時間優先）にしたがって**対当**（買い

注文と売り注文を付き合わせる）する呼値の間に売買を成立させる方法です。

- ① 売買立会の始値を定める場合
- ② 特定の銘柄について売買が中断された場合の中断後の最初の約定値段を定める場合
- ③ 売買立会終了時における終値を定める場合

に用いられます。

■ 留意点 ■

板寄せの方法（始値等の決定方法）は五肢選択方式（1問：10点）で出題されます。

G. ザラ場

始値が決定された後の売買立会時間中に継続して行われる個別競争売買（始値と終値との間の取引時間帯に行われる継続売買）の約定値段の原則的な決定方法です（売買注文の優先順位は板寄せと同じです）。

板寄せ方式とザラ場方式 立会内売買と立会外売買			
第 5 章			
8:30（例） 取引開始30分前	取引時間外	立会外売買	相対取引
9:00（始値）	板寄せ	立会内売買	個別競争売買 （オークション方式）
い	（ザラ場）		
11:30（終値）	板寄せ		
昼休み時間	取引時間外	立会外売買	相対取引
12:30（始値）	板寄せ	立会内売買	個別競争売買 （オークション方式）
い	（ザラ場）		
15:30（終値）	板寄せ		
取引終了30分後 16:00（例）	取引時間外	立会外売買	相対取引

■ 留意点 ■

2024（令和6）年11月5日に売買制度の見直しが行われ、取引時間が30分延ばされ、「クロージング・オークション」が導入されました。

プレ・クロージング時間（15:25～15:30）を設け、その後15:30に板寄せが行われます。プレ・クロージング時間においては、売買は成立させず、注文受付のみ行われることになります。